

## 益田市農業委員会第30回総会議事録

1. 開催日時 令和4年(2022)12月26日(月) 15:00~16:00  
開催場所 市役所 3階 大会議室
2. 出席 農業委員(16名)  
1番 又賀 保    2番 大畑 美里    3番 須藤 寿人    4番 吉村 太  
5番 大庭 清    6番 御神本康一    7番 田中 綾    8番 佐原 晃子  
9番 北條 義洋    10番 篠原 栄次    11番 谷本 大輔    12番 豊田 志摩  
13番 柳田 継男    14番 豊田 浩    15番 宮川 有衣    16番 西川 友史
3. 欠席 農業委員(なし)
4. 出席 農地利用最適化推進委員(21名)  
増野 六彦                      岡崎 定佳                      中島秀一郎                      渡邊 豊孝  
田ノ上武夫                      野村 浩三                      寺戸 康人                      潮 好介  
椋木 孝光                      河野 正憲                      山根 健治                      和崎 恒義  
澤江 浩一                      豊田 繁雄                      永見 浩二                      三浦 尚人  
田原 勝美                      河野 光好                      宮内 英之                      澁谷 記幸  
領家 耕一
5. 欠席 農地利用最適化推進委員(3名)  
三浦 和顕    椋木 昭雄    寺戸豊太郎
6. 提出議案  
議第 177号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議第 178号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議第 179号 農地でないことの確認について  
議第 180号 農用地利用集積計画の決定について  
報第 147号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について  
報第 148号 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について  
報第 149号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について  
報第 150号 農地の埋立届出について  
報第 151号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出について  
報第 152号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について
7. 議事に参加した職員  
石田局長、田中局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、高橋副主任主事  
田中美都地域総務課長、藤本匹見地域総務課長補佐

## 8. 議事の概要

<p>会長</p>	<p>それでは、定刻になりましたので、只今から第 30 回益田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(挨拶)</p> <p>本日の議事録署名者につきましては、4 番の吉村太委員、5 番の大庭清委員です。よろしくお願いいたします。また、本日の欠席委員は、棕木昭雄推進委員、寺戸豊太郎推進委員、三浦和頭推進委員です。</p> <p>それでは、議事に入ります。はじめに「議第 177 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号 1 番 土地の所在は、東町の畑 1 筆 5.19 m<sup>2</sup>です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。 転用目的は、宅地拡張で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。 排水は、既存の側溝に流します。 既に完了しているため資金証明の添付はありません。 ご審議の程宜しくをお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>担当地区委員の調査報告をお願いいたします。</p>
<p>大畑美里委員</p>	<p>2 番の大畑です。現地確認は 12 月 16 日に又賀委員と行いました。申請地は〇〇の近くです。平成 8 年から宅地として使用しており、始末書が添付されています。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは 2 番の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号 2 番 土地の所在は、中島町の畑 1 筆 267 m<sup>2</sup>です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。 転用目的は、貸駐車場で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。 雨水は、地下浸透です。 資金証明については、通帳の写しが添付されています。 ご審議の程宜しくをお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>担当地区委員の調査報告をお願いいたします。</p>
<p>大畑美里委員</p>	<p>2 番の大畑です。現地確認は 12 月 16 日に又賀委員と行いました。申請地は〇〇の近くです。貸駐車場として使用しており、土地改良区の意見書も添付されております。適当であると判断しました。</p>
<p>会長</p>	<p>3 番の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号 3 番 土地の所在は、大谷町の畑 1 筆 46 m<sup>2</sup>です。</p>

<p>会長</p>	<p>都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、墓地で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>雨水は、地下浸透です。</p> <p>資金証明については、通帳の写しが添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
<p>御神本康一委員</p>	<p>担当地区委員の調査報告をお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>6番の御神本です。現地確認は12月12日に野村推進委員と行いました。問題ないと思います。よろしく申し上げます。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして4番の説明をお願いいたします。</p> <p>整理番号4番</p> <p>土地の所在は、白上町の畑 1筆 7,080㎡の内937㎡です。</p> <p>土地改良事業の施工区域内にある農地のため、第1種農地と判断いたします。転用目的は、作業場及び駐車場・進入路で、農地法第4条第6項の規定である、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるもので、許可できる要件に該当致します。</p> <p>雨水は、地下浸透です。</p> <p>資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。</p> <p>なお、第1種農地であるため、島根県農業会議に意見を聴取する案件となります。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>担当地区委員の調査報告をお願いいたします。</p>
<p>豊田浩委員</p>	<p>14番の豊田です。12月20日に岡崎推進委員と現地確認を行いました。申請者の〇〇は〇〇に所属されており、地域の担い手です。</p> <p>始末書の提出があり、また土地改良区の意見書も提出されており、問題ないと思います。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>5番の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号5番</p> <p>土地の所在は、匹見町道川の畑 1筆 16㎡の内14㎡です。</p> <p>都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、墓地で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>雨水は、地下浸透です。</p> <p>資金証明については、通帳の写しが添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>

会長	担当地区委員の調査報告をお願いいたします。
宮川有衣委員	15番の宮川です。12月19日に匹見地区の委員と現地確認を行いました。場所は〇〇に隣接しており、山の中の墓地を移転し、隣接農地も申請者の所有で問題ないと思います。土地改良区の意見書も添付されています。
会長	本日の4条申請の案件は5件でございます。事務局の説明、担当地区委員の調査報告がありました。お気づきの点等ありましたらお願いいたします。
佐原晃子委員	整理番号4番の件について、始末書が添付されていると説明がありましたがどういふことでしょうか。
事務局	現地を確認したところ、〇〇が判明しましたが、〇〇の段階でしたので、理由を聞いたところ、〇〇のこともあり、追加資料として始末書を提出いただいたものです。
会長	その他に有りませんか。  (なし、の声)  それでは「議第177号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は許可といたします。  次に「議第178号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。  1番の説明をお願いいたします。
事務局	整理番号1番 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、中吉田町の田 1筆 206㎡です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。 転用目的は、貸駐車場で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。 雨水は、地下浸透です。 資金証明については、通帳の写しが添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いいたします。
又賀保委員	1番の又賀です。現地確認は12月16日に大畑委員と行いました。場所は中吉田の〇〇で、三角形の土地です。貸駐車場として使用したいとのこと。隣地の承諾書並びに土地改良区の意見書も添付されており、問題ないものと思います。宜しくご審議をお願いします。
会長	続きまして2番の説明をお願いいたします。
事務局	整理番号2番 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、中須町の畑 3筆 299㎡です。

	<p>都市計画区域内で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、貸駐車場で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>雨水は、地下浸透及び道路側溝により処理します。</p> <p>資金証明については、通帳の写しが添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いいたします。</p>
又賀保委員	<p>1番の又賀です。現地確認は12月16日に大畑委員と行いました。場所は中須町の〇〇の北側です。〇〇が購入され貸駐車場にしたいとのこと。土地改良区の意見書も添付されており、特に問題ないものと思います。</p> <p>宜しくご審議をお願いします。</p>
会長	<p>続いて3番の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>整理番号3番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、かもしま北町の畑 1筆 325㎡です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。</p> <p>排水は、公共下水道に接続します。</p> <p>資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いいたします。</p>
大畑美里委員	<p>2番大畑です。現地確認は12月16日に又賀委員と行いました。申請地は〇〇の隣です。個人住宅を建設するため、上下水道も完備されています。</p> <p>土地改良区の意見書も添付されており、適当である判断しました。</p>
会長	<p>4番の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>整理番号4番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、高津一丁目の畑 2筆 285㎡です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。</p> <p>排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。</p> <p>資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いいたします。</p>
須藤寿人委員	<p>3番須藤です。現地確認は12月22日に渋谷推進委員と2人で行いました。場所は〇〇で、個人住宅を建設するための申請です。周りは住宅ばかり</p>

<p>会長</p>	<p>で問題ないと思います。土地改良区の意見書も添付されております。ご審議の程宜しくをお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>5 番の説明をお願いいたします。</p> <p>整理番号 5 番  本件は、賃借権の設定に係る許可申請です。  土地の所在は、猪木谷町の田 3 筆 676 m<sup>2</sup>です。  都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。  転用目的は、作業用地の仮設で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。  雨水は、地下浸透です。  資金証明については、残高証明書が添付されています。  ご審議の程宜しくをお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>続きまして担当地区委員の調査報告をお願いいたします。</p>
<p>篠原栄次委員</p>	<p>10 番篠原です。現地調査は 12 月 20 日に潮推進委員と行いました。場所は〇〇の隣です。5 年位前から耕作されておらず、遊休化しています。〇〇を行うことから、令和〇〇年〇〇月〇〇日まで借り、盛土し作業用地として使用した後にもとに戻す予定です。問題ないと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>本日の 5 条申請は 5 件です。事務局の説明、担当地区委員の調査報告がありました。お気づきの点等ありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>無いようですので「議第 178 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は原案通り許可といたします。  次に「議案 179 号 農地でないことの確認について」を議題といたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>1 番の説明をお願いいたします。</p> <p>整理番号 1 番  申請地は美都町宇津川の合計 4 筆 1,262 m<sup>2</sup>です。  昭和 48 年頃から耕作しておらず山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。  ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>続きまして担当地区委員の調査報告をお願いいたします。</p>
<p>佐原晃子委員</p>	<p>8 番佐原です。12 月 20 日に河野推進委員と 2 人で現地確認を行いました。場所は〇〇の山側にあります。耕作できる状況ではないと思いました。ご審議をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>本日の非農地証明は 1 件です。事務局の説明、担当地区委員の調査報告がありました。お気づきの点等ありましたらお願いいたします。</p>

	<p>(なし、の声)</p> <p>無いようですので「議第 179 号 農地でないことの確認について」は原案通り許可といたします。</p> <p>続きまして「議第 180 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。本日の申請では議事参与関係の方が 4 名居られます。先にその申請について審議いたします。10 番から 13 番の〇〇〇〇委員退出をお願いします。</p> <p>※〇〇委員退出</p>
会長	10 番から 13 番について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	<p>整理番号 10 番から 13 番については、借り手が同じなので一括します。</p> <p>申請地は、有田町の田 6 筆 合計 9,016 m<sup>2</sup>です。</p> <p>10 番から 12 番については 3 年の使用貸借権設定、13 番については 1 年の使用貸借権設定です。</p>
会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いいたします。
豊田志摩委員	12 番豊田です。12 月 23 日に谷本委員と中島推進委員と現地確認に行きました。耕作していた〇〇が〇〇ため、地元の中島さんをお願いするものです。問題ないと思います。ご審議の程宜しくをお願いします。
会長	只今、事務局の説明、担当地区委員の調査報告がありました。お気づきの点等ありましたらお願いいたします。
	<p>(なし、の声)</p> <p>無いようですので 10 番から 13 番の案件につきましては許可といたします。</p> <p>※〇〇委員入室</p> <p>続きまして一括方式 16 番です。</p> <p>議事参与関係で〇〇委員が該当ですので退出をお願いいたします。</p> <p>※〇〇委員退出</p>
事務局	<p>事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>申請地は、久々茂町の田 5 筆 1,906.91 m<sup>2</sup>です。5 年の使用貸借権設定です。</p>
会長	担当地区委員の調査報告をお願いいたします。
御神本康一委員	6 番御神本です。現地は 12 月 16 日に野村推進委員と確認に行きました。〇〇となり体力の限界とのことです。永年、隣接地を耕作していた野村推進委員をお願いするとのことです。ご審議の程宜しくをお願いします。

<p>会長</p>	<p>只今、事務局の説明、担当地区委員の調査報告がありました。お気づきの点等ありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>無いようですので 16 番の案件につきましては許可といたします。</p> <p>※〇〇委員入室</p> <p>続きまして 30 番、〇〇委員が該当ですので退出をお願いいたします。</p> <p>※〇〇委員退出</p> <p>事務局説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>申請地は、白上町の田 3 筆 6,104 m<sup>2</sup>です。 6 年 3 ヶ月の賃貸借権設定です。</p>
<p>会長</p>	<p>続きまして担当地区委員の調査報告をお願いいたします。</p>
<p>豊田浩委員</p>	<p>14 番豊田です。12 月 8 日に岡崎推進委員と現地確認を行いました。申請地は〇〇の近くになります。所有者は高齢となり管理できなくなったために中間管理機構にお願いするとのこと。特に問題はありません。ご審議の程宜しく申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局の説明、担当地区委員の調査報告がありました。お気づきの点等ありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>無いようですので 30 番の案件につきましては許可といたします。</p> <p>※〇〇委員入室</p> <p>次に 46 番は〇〇のですので退出いたします。</p> <p>※〇〇委員退出</p>
<p>大庭職務代理</p>	<p>事務局説明をお願いいたします</p>
<p>事務局</p>	<p>申請地は、匹見町紙祖の田 2 筆 4,485 m<sup>2</sup>です。 7 年 3 ヶ月の使用貸借権設定です</p>
<p>大庭職務代理</p>	<p>担当地区委員の調査報告をお願いいたします。</p>
<p>渡邊推進委員</p>	<p>匹見地区の渡邊です。所有者は高齢のため中間管理事業を使い、周辺同様に〇〇に耕作をお願いしたいとのこと。特に問題はありません。ご審議の程宜しく申し上げます。</p>



大庭職務代理	<p>只今、事務局の説明、担当地区委員の調査報告がありました。お気づきの点等ありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>無いようですので30番の案件につきましては許可といたします。</p> <p>※〇〇委員入室</p>
会長	<p>それでは、初めに戻りまして整理番号2番3番の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>整理番号2番から3番については、借り手が同じなので一括します。</p> <p>申請地は、波田町の田3筆 合計878㎡です。</p> <p>9年3ヶ月の解除条件付賃貸借権設定です。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いいたします。</p>
寺戸推進委員	<p>真砂地区の寺戸です。本件は、本年3月総会で審議された〇〇の利用権設定に関する残りの利用権設定の案件です。この案件は、本来なら3月総会で審議する予定でしたが、申出書提出を失念してしまいました。このことを関係者に説明申し上げ、今回の総会で審議することを了解してもらいました。失念したことにより、関係者の皆様に大変ご迷惑をおかけしましたことにお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。</p>
局長	<p>事務局長から説明</p>
会長	<p>只今、担当地区委員の調査報告並びに局長からの説明がありました。お気づきの点等ありましたらお願いいたします。</p>
北條義洋委員	<p>説明のあった様式は配布されますか。</p>
事務局	<p>事務局で用意します。また、農業委員会のホームページにも修正様式を公開します。</p>
会長	<p>その他ありますか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>無いようですのでこの案件につきましては許可といたします。</p> <p>続きまして6番の案件について説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>整理番号6番</p> <p>申請地は、本俣賀町の田2筆 2,593㎡です。</p> <p>6年の使用貸借権設定です。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いいたします。</p>
和崎推進委員	<p>豊田地区の和崎です。貸し手は〇〇在住で耕作できないため、ある方に利用権設定し耕作してもらっていましたが、その方の耕作地とは離れた位置にあ</p>

	<p>ったため、新たな借り手が耕作することになりました。借り手は農業をされているので、問題ないと思います。</p>
会長	<p>続きまして有田町の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>整理番号 9 番 申請地は、有田町の田 5 筆 1,907 m<sup>2</sup>です。 3 年の使用貸借権設定です。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いいたします。</p>
中島推進委員	<p>美濃地区の中島です。23 日に谷本委員と豊田委員の 3 名で現地確認を行いました。 この田は〇〇が耕作していましたが、体調不良ということで、代わりに〇〇が耕作されることになりました。問題ないと思います。</p>
会長	<p>匹見町紙祖の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>整理番号 16 番 申請地は、匹見町紙祖の畑 1 筆 1,718 m<sup>2</sup>です。 2 年の貸借権設定です。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いいたします。</p>
渡邊推進委員	<p>匹見地区の渡邊です。現地は〇〇の一角です。〇〇が今までも耕作しており、引き続き耕作するとのことです。問題ないと思います。</p>
会長	<p>続きまして一括方式に入ります。整理番号 5 番をお願いいたします。</p>
事務局	<p>整理番号 5 番 申請地は、遠田町の田 1 筆 1,044 m<sup>2</sup>です。5 年の使用貸借権設定です。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いいたします。</p>
澤江推進委員	<p>安田地区の澤江です。この圃場は〇〇が耕作していましたが、耕作できないということで、〇〇に耕作をお願いするとのことです。問題ありません。</p>
会長	<p>11 番から 13 番は借り手が同じですので一括して説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>申請地は、遠田町の田 4 筆 合計 2,368 m<sup>2</sup>です。3 年の使用貸借権設定です。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いいたします。</p>
澤江推進委員	<p>安田地区の澤江です。11 番、12 番については、貸し手が耕作していましたが、高齢化で耕作できないため、13 番については貸し手が管理をしていましたが、中間管理事業で利用権設定するものです。問題ありません。</p>
会長	<p>続きまして 20 番の説明をお願いいたします。</p>

事務局	申請地は、喜阿弥町の田1筆 495㎡です。7年の使用貸借権設定です。
会長	担当地区委員の調査報告をお願いいたします。
宮内推進委員	小野地区の宮内です。柳田委員と現地確認を行いました。今年の秋までは所有者が耕作管理していましたが、数年前から猪被害があり、隣接する田に畔がないことから、電気牧柵の設置ができず、受け手に耕作してもらうことになりました。
会長	ただ今、新規設定の説明がありました。議事参与制限の案件については既に承認をいただいております。それ以外の案件で事務局の説明、担当地区委員の調査報告を聞き、お気づきの点等ありましたらお願いいたします。
佐原晃子委員	8番佐原です。地目が保安林となっていますが、どういった状況でしょうか。
事務局	保安林に指定されている山ですが、〇〇を作るために圃場として整備されたものです。
会長	その他ありますか。  (なし、の声)
事務局	無いようですので「議第180号 農用地利用集積計画の決定について」は許可とさせていただきます。続きまして報告事案をお願いいたします。
事務局	それでは報告をさせていただきます。 報第147号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について 届出件数は、14件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせんの希望は2件となっています。  報第148号 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について 届出件数は、3件です。解約理由は、1番と3番については耕作者死亡のため、賃貸人より解約の申し出があったため、2番については賃貸人が自ら耕作することになり賃貸人より解約の申し出があったためです。  報第149号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について 届出件数は1件です。解約理由は、申請地を売買するため、貸付人より解約の申し出があったためです。  報第150号 農地の埋立届出について 届出件数は、1件です。土地の所在は、虫追町の1筆1,883㎡です。埋立後は畑として利用されます。  報第151号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出について 届出件数は3件です。申請地は、いずれも川登町で埋立面積は合計3,475㎡です。事業施行者は島根県益田県土整備事務所長です。  報第152号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について 所在地は、愛栄町の5筆 計 1,529.74㎡、桂平町の60筆 計 48,792㎡

会長	<p>黒周町の 50 筆 計 21,360.91 m<sup>2</sup>、上黒谷町の 30 筆 計 14,733.95 m<sup>2</sup>、柏原町の 10 筆 計 5,207 m<sup>2</sup> 合計 155 筆 91,623.60 m<sup>2</sup>です。</p> <p>今回の非農地判断を行った農地は、二条地区の平成 28 年から令和 4 年までの農地パトロールにおいて、B 分類として確認しておりました農地です。所有者 39 名の意向を確認し、非農地とすることについて同意を得ました。</p> <p>対象地につきましては、農地台帳からの削除を行い、非農地判断を行った農地として、市役所税務課及び法務局へ一覧を提出いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p> <p>ただいま事務局の方から報告がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので第 30 回総会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。</p>
----	--